

【出資と分配に関して】ご請求金額とお支払金額をあらわしています。

【出資金・分配金の計算書(明細A)に関して】出資金と分配金を計算するための金額をあらわしています。

### 1. 出資金ご請求金額の計算

競走馬出資金相当額：一括（2%割引適用後）の出資金、及び分割支払の場合は当月のお支払いいただく金額(競走馬出資金)に基づいた割引充当前の出資金です。

割引充当額（▲）：特別割引・クラブポイントの充当額です。

競走馬出資金：実際にお支払いいただく金額（出資金）です。

維持費（厩舎）：概ね前々月 21 日から前月 20 日の飼育管理費用となります。

（牧場）：概ね前月 1 日から前月末の飼育管理費用となります。

### 2. 分配金お支払金額の計算

出資返戻金の計算（愛馬会法人から会員様への分配を行う際に使用する数字となります。）

出資金累計額：競走馬出資金＋維持費出資金＋保険料出資金＋その他出資金

競走馬の前月末簿価

・前月末簿価＝取得価格－減価償却累計額

・取得価格の算出

取得価格＝(競走馬出資金＋2歳1月～3月請求分維持費出資金)×100／(100＋消費税率)

・減価償却累計額の算出

取得価格÷48×2歳4月1日から賞金分配月の前月までの月数

前月までの出資返戻済み金額：前月までに「出資返戻金」として扱われた金額の合計です。

出資返戻可能額：出資金累計額－前月までの出資返戻済み金額－前月末簿価

※「出資返戻可能額」は実際に分配される金額ではありません。

競走馬出資金を分割払いでお支払いいただいている方の出資金累計額、競走馬の前月末簿価及び出資返戻可能額は分割払い完納後の数字として記載しております。

出資馬1頭当りの運用収入合計額を、クラブ法人(有限会社キャロットファーム)は「出資返戻金」と「利益分配額」に分けて、「利益分配額」に対して20.42%を源泉所得税(クラブ法人源泉税)として控除し愛馬会法人(株式会社キャロットクラブ)へ分配します。また、愛馬会法人は会員へ分配する際に「出資返戻金」と「利益分配額」に分けて、「利益分配額」に対して20.42%を源泉所得税として控除し、会員の方へ出資口数の割合に応じて分配します。

### 3. 年次分配の対象となる金額

下記の「JRA 源泉所得税/ 地方競馬源泉所得税」の累積額と、上記「クラブ法人源泉税」の累積額をあらわしています(対象月：1月～12月分配分)。「JRA 源泉所得税/ 地方競馬源泉所得税」を年次分配する際にクラブ法人源泉税が発生した場合は、愛馬会法人が立て替えますので源泉徴収前の金額が会員様への分配対象額となります。

【匿名組合収入内訳書(明細B)に関して】出資馬1頭当たりの当月分配する収入金額の内訳をあらわしています。

○賞金分配の際に控除される項目の計算方法

#### (1)JRA 源泉所得税 / 地方競馬源泉所得税

出資馬が1回の出走につき得た総賞金額が75万円を超えた場合には所得税が課税されることとなり、主催者が控除します。

○計算式：{賞金－(賞金×0.2＋60万円)}×10.21%

#### (2)進上金

出資馬を管理する調教師、厩務員及び騎乗した騎手に支払われます。平地競走の場合は、賞金(特別出走手当、付加賞を除く)の20%に、付加賞の5%を加算した額、また障害競走の場合は同賞金の22%に、付加賞の7%を加算した額となります。

#### (3)クラブ法人手数料

賞金合計(特別出走手当を除く)の3%の額を、クラブ法人手数料として賞金から控除します。

#### (4)消費税

出資馬が1回の出走につき得た賞金合計から、以下の計算方法により控除されます。

○消費税の計算式：(賞金合計－進上金－クラブ法人手数料)×消費税率／(100＋消費税率)(1円未満は切り捨て)

送付いたしました書面は金融商品取引法第四十二条の七第一項に基づく運用報告書となりますので、大切に保管くださいますようお願い申し上げます。